

(2) 給水申込納付金

施行年月日 口径	昭和48. 4. 1	昭和51. 4. 1 (現行)	平成元. 10. 1	平成9. 10. 1	平成26. 4. 1			
13 mm	30,000 円	100,000 円	左表の額に100分の103を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の105を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の108を乗じて得た額とする。			
20	60,000	270,000						
25	130,000	460,000						
40	430,000	1,400,000						
50	740,000	2,500,000						
75	2,000,000	6,700,000						
100	4,000,000	14,000,000						
150	11,000,000	38,000,000						
200	φ 200以上局長が定める額	78,000,000						
250		138,000,000						
300		219,000,000						
350 以上		φ 350以上局長が定める額						

(3) 開発負担金

施行年月日 項目	昭和51. 4. 1 (現行)	平成元. 10. 1	平成9. 10. 1	平成26. 4. 1
建築物負担金	計画一日最大給水量に1m ³ 当たり130,000円を乗じて得た額	左表により計算した額に100分の103を乗じて得た額とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の105を乗じて得た額とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の108を乗じて得た額とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
宅地負担金	造成面積に1m ² 当たり650円を乗じて得た額	左表により計算した額に100分の103を乗じて得た額とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の105を乗じて得た額とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の108を乗じて得た額とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (注) 1. 建築物負担金の建築物とは、計画1日最大給水量5m³以上の建築物をいう。
2. 宅地負担金の宅地とは、公共用地を除く面積が1,000m²以上の宅地をいう。

27. 量水器使用料の変遷

(単位：円)

施行年月日 口径	昭和 11. 5. 19	昭和 21. 3. 1	昭和 21. 11. 1	昭和 22. 9. 1	昭和 23. 9. 1	昭和 24. 9. 1	昭和 27. 1. 1	昭和 31. 4. 1	昭和 35. 4. 1
13 mm	—	—	—	4	9	13	20	26	廃 止
16	—	—	—	6	13	13	20	26	
20	—	—	—	8	17	17	35	46	
25	—	—	—	10	22	22	40	52	
30	—	—	—	20	44	44	55	72	
40	—	—	—	40	88	88	100	130	
50	—	—	—	60	130	130	200	260	
75	—	—	—	80	175	185	290	377	
100	—	—	—	100	220	250	350	455	
100 以上	—	—	—	200	440	440	(150mm) 640 (200mm) 1,000	832	